

公聴会及び第390回

香川海区漁業調整委員会議事録

令和4年8月31日

公聴会及び第390回香川海区漁業調整委員会議事録

1. 開催年月日 令和4年8月31日
公聴会：午前10時00分～10時30分
委員会：午前10時10分～10時46分

2. 開催場所 高松市番町四丁目1番10号
香川県庁本館12階 大会議室

3. 出席した委員

会	長	北	尾	登	史	郎
委	員	橋	本	時	雄	
〃		宇	山	哲	司	
〃		山	本	浩	智	
〃		北	野	廣	治	
〃		森		勝	喜	
〃		三	木	正	幸	
〃		志	摩	重	美	
〃		山	口		豊	
〃		嶋	野	勝	路	
〃		大	北	永	吏	
〃		小	見	山	秀	基
〃		筒	井	由	果	
〃		松	本		悟	

4. 関係列席者（水産課、事務局）

課	長	柏	山	浩	史
事務局長兼漁業調整室長		植	田		豊
室長補佐兼事務局次長		大	山	憲	一
室長補佐兼事務局次長		山	本	昌	幸
副主	幹	龍	満	直	起
副主	幹	赤	井	紀	子
主	任	湯	谷		篤
主任技師		秦		正	樹

5. 議事事項とその結果

公聴会

公述すべき案件「第一種区画漁業に係る海区漁場計画の作成について」

公述者なし

委員会

第1号議案 「第一種区画漁業に係る海区漁場計画の作成について（諮問）」

諮問された海区漁場計画の内容で適当である旨答申することに決定した。

第2号議案 「資源管理の状況等の報告（共同漁業権及び定置漁業権）について」

内容を事務局が説明し、了承された。

第3号議案 「その他」

令和4年度全漁調連要望書の内容について事務局が説明した。

6. 議事のあらまし

公聴会において公述人なし。

公述人がなかったことから、委員会の開始時刻を早めて開催し、北尾会長があいさつした後、議長となり議事録署名人に橋本委員と筒井委員を指名して議事を進行した。

〔北尾会長〕

議題1「第一種区画漁業に係る海区漁場計画の作成について（諮問）」については、公聴会が終了してからのということで、議題2「資源管理の状況等の報告（共同漁業権及び定置漁業権）」について事務局より説明願います。

〔事務局（山本室長補佐）〕

（資料2に基づいて説明）

〔北尾会長〕

ただいま、資源管理の状況等の報告ということで、共同漁業権、定置漁業権のとりまとめの数字等の報告をいただきました。この件につきまして、何かご意見ございませんでしょうか。

〔山本委員〕

この数字はどこからとってきたものでしょうか。

〔事務局（山本室長補佐）〕

水産課に、組合の方から報告していただき、その件数を記載しています。

〔山本委員〕

本当ですか。多くの部分で間違っているように思われます。

〔事務局（山本室長補佐）〕

それは、漁獲量の部分でしょうか。

〔山本委員〕

漁獲量も、件数もです。把握ができていないように思いましたので、この数字はどこからとってきたのかなと疑問に思いました。

〔北尾会長〕

具体的におかしな点はあるのですか。

〔山本委員〕

まず、件数については、あおのりの部分は6件になっていますが、8件です。生産量は0になっていますが、0ではないはずで。それと、私が知っている限りでは、マテガイについては、高松魚市場で西讃地区の方から出荷があったかと思いますが、ここでは0になっています。

〔事務局（山本室長補佐）〕

マテガイにつきましては、もしかすると、許可漁業の方で漁獲があったのかもしれないです。今回の報告につきましては、第一種共同漁業による漁獲量となっています。

〔山本委員〕

それでは、この報告の中のあおのりとは天然物のことでしょうか。

〔事務局（山本室長補佐）〕

そうです。養殖のあおのりにつきましては、令和3年12月に開催した海区委員会で報告しておりますので、今回のあおのり漁業の生産量は、天然で、第一種共同漁業により採捕があったものを記述しております。

〔山本委員〕

資料2中のあおのり養殖業の「6」は、天然のあおのりを採っている漁業者が6件いるということなのでしょうか。

〔事務局（山本室長補佐）〕

免許件数が6件あるということです。

〔山本委員〕

あおのり養殖業者は鴨庄だけで5件あり、宇多津と庵治と与島に1件ずつあるので、8件ではないのですか。

〔事務局（植田室長）〕

ここでの数字は経営体数ではなく、免許漁場の件数を示しています。

〔山本委員〕

そういうことですか。分かりました。

〔北尾会長〕

その他はございますか。

共同漁業権の漁獲量の合計が398トンで約400トンということですが、香川県の漁船漁業の漁獲量合計が1万5000トンということなので、共同漁業権は非常に少ないものなのですね。

この件につきまして、よろしいでしょうか。

（一同、異議なし）

〔北尾会長〕

続きまして、その他ですが、事務局から何かございますか。

〔事務局（湯谷主任）〕

（資料3に基づいて説明）

〔北尾会長〕

全漁調連から国に対する要望書ということがございます。事務局から説明がありま

したが、今回の要望につきましては、令和4年7月22日に国に提出したということでございます。これを受けまして、国の方から要望に対する考え方や回答がでてくるかと思えます。それぞれの要望事項に対する国の回答は表形式で出されると思えますので、その資料を見ながら、内容について異論があれば、次の年に要望するという形で進めていくことになるかと思えます。いずれにしても、11月までに次の幹事県である山口県から、照会事項が来ると思えますので、委員の皆様と相談しながら、香川県の要望をまとめていきたいと思えます。

今回の新規の要望項目といたしまして、海区漁業調整委員の資質向上とありますが、新たな制度ができていますので、海区委員の研修の場を設けてほしいということかと思えます。海区の事務局の職員については、職員の全国の研修会のようなものも開催されておりますので、それと併せて委員についても一緒に研修を受ける場を設けるか、または海区委員会後に専門の講師を呼んで、お話を聞くというような方法も考えられると思えます。

その他、水産業の成長対策の具体化や遊漁者対策についての要望が上がっておりますので、これに対する国の回答を待ちたいと思えます。この要望につきまして何か意見ございますか。

(一同、意見なし)

〔北尾会長〕

今回お持ち帰りいただいて、何か気づいたことがありましたら、次回の海区委員会にて述べていただければと思えます。

それでは、時間がきましたので、公聴会を閉じさせていただきます。引き続き海区委員会を開催いたします。議題が「第一種区画漁業に係る海区漁場計画の作成について」ということで諮問がきております。事務局の方から何か説明はございますか。

〔事務局（赤井副主幹）〕

(資料1に基づいて説明)

〔北尾会長〕

前回の海区委員会で正式に諮問をいただきました第一種区画漁業5件についての漁場計画ということで、諮問時に委員の皆様からは特段意見はありませんでした。今回、公聴会を開催いたしました。公述人等もなく、問題があるとの意見もありませんでしたので、この漁場計画の作成について、適当である旨答申してよろしいでしょうか。

(一同、異議なし)

〔北尾会長〕

それでは、本件について、適当である旨、答申することとします。

議題3のその他ですが、今までの説明の他に事務局より何かございますか。

〔事務局（湯谷主任）〕

次回の海区委員会は10月の中下旬頃に、漁業権の一斉切替えの内容を中心に開催したいと考えております。

〔北尾会長〕

委員の皆様からは何かございますか。

〔小見山委員〕

今、底びき網はイイダコの禁漁を行っているのでしょうか。また、この禁漁の取り組みは中讃地区だけなのでしょうか。

〔志摩委員〕

そこがあいまいなままであると認識しております。完全に禁漁という形にはなっていないのではないのでしょうか。

〔事務局（湯谷主任）〕

現状、イイダコの取り組みとして、中讃地区と東讃地区の底びき網漁業者が夏場の休漁の取り組みを行っております。高松地区につきましては、休漁の取り組みを進めるために、地区内で議論を進めている段階です。

〔小見山委員〕

今、議論をしているところなのですか。

〔事務局（湯谷主任）〕

まだ地区内での合意形成がされていない状況です。

〔小見山委員〕

それでは、高松地区ではまだ休漁に取り組んでいないということですね。

〔志摩委員〕

底びき網協議会においては、今のところは自主的に再放流という中途半端な状態で収まっているという認識しております。もし今後、再放流期間を延ばすという話になったとしても、遊漁への対策が全くできないままでは、漁業者にとってはつらい状況が続くだけではないのかという意見を聞いています。今後、再放流期間を延長するという話になるのなら、遊漁に対する規制、あるいはお願いを同時にしてもらわないと、漁業者だけがつらい目にあってしまいます。またイイダコ資源を増やすために、漁業者は、抱卵イイダコの再放流などに取り組んでいるのですから、遊漁者にはそういったところも考えてほしいという要望も聞いております。

今のところ、末端の漁業者には、禁漁なのかそうでないのかわからない、あいまいな状態で伝わってしまっています。

〔小見山委員〕

前回の海区委員会の中では、まずは漁業者が禁漁の取り組みを行うとのことだったと思いますが。

〔北野委員〕

漁業者が休漁している期間は、その地区の遊漁者にも休漁してもらわないと意味がないように思います。

〔小見山委員〕

そう思います。

〔志摩委員〕

当初、遊漁船業者がまずは休漁の取り組みを行って、その後に一般の遊漁者へ取り組みを進めていってもらいたいという要望があったのですが、話が一向に前に進まないため、まずは、漁業者が、休漁の取り組みを行おうという話になったと記憶しています。これまで2～3年、このイイダコの取り組みをやってきたと思いますが、前回の海区委員会の中では底びき網による漁獲量よりも、遊漁による漁獲量の方が多いと

いうデータが示されましたので、指摘をさせていただきました。同様の考えを各漁業者や底びき網協議会も持っておりますので、その点を踏まえて、県には対応してもらいたいと思います。いつまでも漁業者ばかりが待つように言われても、押さえておくことはできないかもしれません。

[小見山委員]

今年のイイダコ釣りに来る遊漁者の実態は把握しているのですか。

[事務局（湯谷主任）]

イイダコ釣りのシーズンが始まったところであり、先週、現場で遊漁船の調査をしてきたところです。

[小見山委員]

何隻出ていたのですか。

[事務局（湯谷委員）]

前ははまだシーズン序盤であり、天候も悪かったこともあって、高松地区で20隻、中讃地区で30隻程度となっていました。また全遊漁船業者に対して今年からイイダコ釣獲調査を行っております。10月頃にデータが上がってくるかと思っておりますので、また皆様にご報告したいと思っております。

[小見山委員]

遊漁者が調査に協力してくれるのであれば、県からイイダコの資源の実態を説明して、遊漁者に「漁業者も休漁に取り組んでいるので、遊漁者も協力をお願いします」というようなことは言っていないのですか。

[事務局（湯谷主任）]

現場でチラシを配りながら、資源保護にご協力くださいとお伝えしております。

[小見山委員]

漁業者だけ休漁に取り組んでも効果がないように思います。

[志摩委員]

漁業者はイイダコを禁漁としても良いのですが、ある程度までは協力できても限界があると漁業者から報告を受けておりますので、先ほどは話をさせていただきました。つまりは、少々痛いぐらいは我慢できますが、次の段階は県が踏んでもらう必要があるのではないかと考えております。

[小見山委員]

ということは、今年はまだイイダコの禁漁にはなっていないということですね。

[志摩委員]

通達に至っていないということです。

[事務局（植田室長）]

まずは、遊漁船業の方と意見交換ができないか、また漁業者の思いが伝えられないか、その手法について考えているところです。

[志摩委員]

海面利用協議会があるかと思いますが、その協議会の場で意見交換をしていきたいという思いが県にあるのではないのですか。県としては、争いにならないように、話し合いをしていきたいと私は聞いています。

[小見山委員]

県には、もう少しスピード感をもって取り組んでもらいたいです。時間をかけすぎているように感じます。

〔山本委員〕

イイダコ釣りの許可を過去に消滅させましたが、資源管理の観点からすると、イイダコ釣りの許可をした方がよいのではないですか。

〔小見山委員〕

何年も前から言われていますが、県は一向に許可制に戻さないとですね。

〔山本委員〕

県はできないと言われていますが、香川県内の話であり、また過去にあった許可なので、復活したらよいのではないですか。以前は資源が豊富にいたため、許可が消滅したのだと思います。

〔志摩委員〕

漁獲が多くありすぎて、単価が安くなっていたというのも、許可消滅の一因であると思います。

〔橋本委員〕

県外の遊漁者は来させないようにすればよいと思います。特に岡山県の遊漁者の数が多いと思います。

〔北野委員〕

香川県海域ではイイダコ釣りを許可制にするといったことはできないのですか。

〔山本委員〕

事務作業で忙しくて、県では対応できないのでしょうか。

〔北野委員〕

全国で許可制にするとなると難しいと思いますが、香川県だけならできるのではないですか。

〔志摩委員〕

それは水産庁長官が変わらない限りできないのではないかと思います。

〔小見山委員〕

そもそも県が許可制に戻すつもりがないのだと思います。これだけ海区委員会の中で議論しているのですから、水産庁に要望を上げることぐらいできると思います。

〔志摩委員〕

過去に要望を上げたことがあるのではないですか。

〔事務局（柏山課長）〕

許可制の話につきましては、漁業調整規則の中で許可制について定めておりますが、国の認可が必要になります。過去に消滅した漁業を再度許可制にすることについて、国に相談したことはありますが、その時は、「できません」と一蹴されてしまいました。

〔山本委員〕

何度も水産庁に要望する必要があると思います。一度断られたぐらいであきらめてはいけないと思います。

〔事務局（柏山課長）〕

ご意見は承っておきます。

〔小見山委員〕

香川海区漁業調整委員会の要望として、水産庁にあげるのはいけないのですか。

〔北野委員〕

全国で一律に禁漁としてほしいということを言っている訳ではありません。香川海区漁業調整委員会と香川県水産課の要望として水産庁にあげれば、要望は通るのではないですか。

〔志摩委員〕

イイダコ釣りを許可制にしてしまうと、許可を受けていないイイダコ釣りはすべて、違反、密漁となってしまうことを県は懸念しているのではないですか。そうであれば、違反や密漁となる条項を緩める方が考え方としては簡単ではないでしょうか。イイダコ釣りを許可制にすることで、通常は一般の遊漁者が違反となってしまうところを、違った方向で考え、その考えた内容を水産庁が認めるかどうかの話かと思います。単純に許可制にしてほしいといっても、一般の方への影響が大きいのは明白であり、国としても納得しないと思います。

〔事務局（柏山課長）〕

委員の皆様からのご意見も含めて、会長とも相談しながら、できることを考えていきたいと思っています。手法については先ほどの志摩委員の意見も参考にしながら考えていきたいと思っています。

〔志摩委員〕

小見山委員としては、許可制になったとしても一般の遊漁者にイイダコ釣りをして欲しくないという訳ではないのですよね。そうであれば、よく釣れる時期だけ釣ってもらって、それ以外の時期は遠慮してもらおうという方法もあるのではないのでしょうか。こういった内容を遊漁船業者と話せる会の中で、話し合えばよいのではないかなと思います。遊漁者からすると、イイダコ釣りは楽しいでしょうから、釣りをしてもらったらよいと思います。ただ、資源管理の状況等を考えずに一年中釣られてしまうと、漁業者としてはつらいと思います。

〔北尾会長〕

事務局の方で、遊漁船業者との意見交換の場も設けるとのことでしたので、良いご意見を出してもらいたいと思います。

〔志摩委員〕

香川県外の遊漁船業者とも、あまり険悪なムードにならないような方向で話を進めていければと思っております。

〔小見山委員〕

香川県全体でこれだけ議論してきたにもかかわらず、海区委員会としてイイダコを禁漁とする内容の決定は出せないのですか。

〔北尾会長〕

海区委員会としては、委員会指示を出すという方法もありますが、国や県と相談しながら出すということになります。

〔事務局（柏山課長）〕

今後の進め方につきましては、委員の皆様のご意見を聴いていますし、これまでも聴いてきましたので、会長とも相談しながら対応していきたいと思っています。

〔北尾会長〕

それでは、これで海区委員会を閉じたいと思います。ありがとうございました。

〔閉 会 午前10時46分〕

上記は公聴会及び第390回香川海区漁業調整委員会の議事の顛末に相違ありません。

議 長 北 尾 登 史 郎

署名委員 橋 本 時 雄

署名委員 筒 井 由 香